

議 事 日 程 (第1号)

令和3年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 2号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 町道路線の認定及び変更について
- 日程第 7 議案第 4号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 8 議案第 5号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第 6号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第 7号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第 8号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 9号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第10号 須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第16号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第17号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第18号 須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第24 議案第21号 令和4年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第25 議案第22号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第26 議案第23号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第27 議案第24号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第28 議案第25号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について

- 日程第 29 議案第 26 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第 30 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
日程第 31 発議第 1 号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第 2 号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 3 号 町道路線の認定及び変更について
日程第 7 議案第 4 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 10 号）
日程第 8 議案第 5 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 9 議案第 6 号 令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10 議案第 7 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 11 議案第 8 号 令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12 議案第 9 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 13 議案第 10 号 須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について
日程第 14 議案第 11 号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
日程第 15 議案第 12 号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 16 議案第 13 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 17 議案第 14 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 18 議案第 15 号 須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
日程第 19 議案第 16 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 20 議案第 17 号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第 21 議案第 18 号 須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について
日程第 22 議案第 19 号 須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について
日程第 23 議案第 20 号 須恵町教育委員会教育長の任命について
日程第 24 議案第 21 号 令和 4 年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 25 議案第 22 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 26 議案第 23 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 27 議案第 24 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について

日程第28 議案第25号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について

日程第29 議案第26号 令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について

日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第31 発議第1号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

出席議員(13名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	8番	世利孝志
9番	三角栄重	10番	猪谷繁幸
11番	田ノ上真	12番	田原重美
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稲永勝章	税務課長	合屋真由美
福祉課長	今泉英明	都市整備課長	世利昌信
地域振興課	平山幸治	まちづくり課長	吉川聡士
社会教育課長	安河内ひとみ	会計管理者	横山剛
住民課長	百田敦	子ども教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舩本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今、世界では大変なことになっておりますけれども、第2次世界戦を経て世界の平和の秩序が守られたわけがございますけれども、今、現にそれが崩れて、ウクライナがロシアに侵攻されておるということで非常に残念でございます。早くロシア軍の撤退を求めるものでございます。

それでは、開会前に広報特別委員会より会議中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまから、令和4年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和4年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

2月22日午前10時及び本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、令和4年第1回定例会の運営について協議いたしました。

今回提出された議案は26件、町長諸報告8件、閉会中の組合議会報告4件でございます。ほかに陳情3件の提出があっておりますが、いずれも議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日3月2日から18日までの17日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会10件、文教厚生委員会7件、予算審査特別委員会7件で、議案第20号及び諮問第1号については、本日提案後採決、議案第21号から26号までの令和4年度の当初予算については一括議題といたします。

次に、日程でございますが、本日当初本会議、3日午前10時から予算審査特別委員会、終了後、各常任委員会を開催いたします。7日午前10時から中本会議、8日午前9時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。9日午前9時から工事施工案件説明終了後、各常任委員会、10日、14日、15日の3日間で新年度の予算審査を行い、15日のみ13時からとしております。18日10時から最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の御報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を本日から3月18日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月

18日までの17日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、14番議員、1番議員を指名します。

日程第3. 町長の諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。3月定例会を招集いたしましたところ、全員参加で開催できますことを心から感謝と御礼を申し上げます。

それでは、町長諸報告をさせていただきます。

令和4年度一般会計当初予算について

まず初めに、令和4年度一般会計当初予算について、御説明申し上げます。

令和4年度、一般会計の歳入歳出、当初予算の総額は、116億4,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと、12億3,000万円の増額、伸び率はプラス11.8%で、昨年を引き続き100億を超える過去最高額となりました。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は7.5%の増、法人町民税は33.2%の増、固定資産税につきましては6.0%の増となっています。

町税全体といたしましては8.3%の増、2億3,900万円余りの増収を見込んでおるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、令和4年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、令和3年度比3.5%増の見込みとして計上されておりますが、幼保民営化に伴い社会福祉費及び教育費の基準財政需要額が減となるため、本町への交付額は19億7,000万円ほどと見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては施設型給付費等国庫負担金や新型コロナウイルスワクチン接種関連国庫補助金等の増により45.3%増の16億4,800万円、都道府県支出金につきましても施設型給付費等県負担金や障害者自立支援給付費県負担金の増などにより14.6%増の9億1,800万円程度と見込んでおります。

寄附金のふるさと応援寄附金につきましては昨年度と同額を計上いたしております。

町債につきましては、第三幼稚園改築事業や、文化会館の改修事業などの新規事業及び道路改良事業などの財源として、41.3%増の10億4,300万円を計上しております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置としましては、財政調整基金からの繰入金6億

1,000万円で対応するようにいたしております。

次に、歳出予算でございます。

まず、人件費でございますが、先に特別会計を含む全職員数の状況を報告いたしますと、令和3年度末の退職者が2名、採用職員は今年1月の採用を含めて7人の予定となりまして、全職員数は、フルタイム再任用職員2名、任期付き職員1名含めて160人の予定といたしております。

一般会計におきましては、平均年齢は39歳、平均給料月額は4,176円上がっております。人件費につきましては、幼保民営化により1億5,600万円、10%の減となっております。毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費や保育実施負担金の増などにより28.8%の増となっております。

物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業などにより6.5%の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、第三幼稚園建設事業に7億6,700万円、文化会館施設維持管理事業で舞台吊物及び屋上防水の改修、照明LED取り付けなどで8,100万円、中部防災センター建設事業に1億円のほか道路新設改良事業など国庫補助や交付税措置がある起債を活用し、安心・安全のまちづくり、生活環境の維持・向上を図ってまいります。

最後に、繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせて13億9,100万円を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス対策、支援策につきましては、必要に応じまして6月定例会もしくは臨時会で補正をさせていただきたいと考えております。

以上、令和4年度の一般会計当初予算の報告でございますが、須恵町の財政状況は義務的経費の増加により依然として厳しい状況にありますが、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、健全な財政運営に努めてまいり所存でございますので、どうか議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、令和4年度国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は、30億300万円、前年度と比較しまして率で0.6%、金額で1,800万円の減額となっております。

令和4年度須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、社会保険への移行等により減少を続けていますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度から社会保険への移行が減って社会保険からの加入が増加するなど減少速度が緩やかになってきております。後期高齢者医療制度への移行により、令和3年度より100人ほど減少して5,700人ほどとなる見込みで予算編成をいたしております。

具体的には、歳出におきまして保険給付費を1人当たりの医療費の増を見込み、対前年度比1,460万円減額し21億6,400万円、県から医療給付費等の見込みで示されます国民健康保険事業費納付金は600万円を増額し7億7,800万円を予算計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け被保険者の受診控えと自治体の軽減負担を考慮された県から示された額でございます。

歳入におきましては、まず国民健康保険税率ですが、保険税の収納状況や県が市町村ごとに示す標準税率、県への納付金の推移等から検討を重ね、新型コロナウイルス感染症等の影響を加味した結果、令和4年度におきましても税率改定は行わないことといたしました。保険税の収納率の向上に努めた結果、対前年度比1,200万円の増額となり、保険給付に必要な費用などを県が市町村に支払う保険給付費等交付金は前年度並みの22億円で計上いたしております。

保険税収納率の向上と新型コロナウイルス感染拡大の影響による受診控えによる医療費の減少と収納率の向上によって国からの交付金が増加したことによって一般会計からの赤字補てんは当初予算ベースで対前年度比較2,000万円の減額となっております。

今後も、県や国保連合会の支援を受け、予防・健康づくりや重症化予防などきめ細かい保健事業をより積極的に展開し、住民皆さまの健康保持・増進に一層注力していくことを踏まえ、保健事業を強化し、医療費適正化の推進により、より一層収支両面にわたる効率的かつ効果的な取組に努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年度水道事業会計当初予算について

次に、令和4年度水道事業会計当初予算についてでございます。

収益的収支予算の収入額は6億8,710万8,000円で、前年度比5.8%、金額にして3,771万3,000円の増でございます。これは、給水収益の増によるものです。

支出額は、5億9,439万9,000円で、前年度比0.3%、金額にして202万1,000円の増でございます。

令和4年度の収支は、8,052万5,000円の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支予算の収入額は3,550万円で、前年度比31.5%、金額にして850万円の増でございます。これは、工事負担金の増によるものでございます。

支出額は、2億679万4,000円で、前年度比9.1%、金額にして1,727万6,000円の増です。これは、建設改良費の増によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,129万4,000円は、損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

いまだ給水人口は増加傾向にありますが、今後も水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に

供給できるよう努めてまいりたいと考えております。

ゼロカーボンシティの表明について

次に、ゼロカーボンシティの表明についてでございます。

2020年10月開会の第203回臨時国会において、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。現在、環境省を中心に関係省庁一体となって、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた様々な取り組みがスタートしております。

そうした中、2021年6月には、国・地方脱炭素実現会議が開催され「地域脱炭素ロードマップ～地方から始まる次の時代への移行戦略～」が決定されております。

2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくるべく、人材・技術・情報・資金を積極支援して、脱炭素で強靱な活力ある地域社会の実現を全国で目指しています。

須恵町もそうした我が国の取組に賛同し、積極的に推進していこうとするものですが、そのスタートとして本日この場をお借りいたしまして、2050年に温室効果ガス実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティの表明をさせていただきます。

「ゼロカーボンシティ すえ」宣言

近年の地球温暖化による気候変動は、猛暑や集中豪雨等を招き、私たちの生活に深刻な問題を招いています。

2015年に合意されたパリ協定では、産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有されました。その後、2018年に公表されたIPCC——国連の気候変動に関する政府間パネル、の特別報告書では、気温上昇幅を2度より低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

須恵町では、「水と緑と光の町 すえ」を将来像に掲げ、自然とふれあい、町民が健康で安心・安全に暮らせるようなまちづくりを進めてまいりました。私たちが自然を守るため、そして豊かな生活を送るため、この環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質上ゼロにする「ゼロカーボンシティすえ」を宣言し、町民や事業者と共に実行することを宣言します。

令和4年3月2日

須恵町長 平松秀一

SUENOBA事業の現状と課題

次に、SUENOBA事業の現状と課題について御報告申し上げます。

SUENOBA事業につきましては、議員各位の御理解を賜り、企業支援を理念として自らも

事業収益を展開していく新しい取組に挑戦している事業でございます。

町長就任時に事業計画について御説明申し上げ、事業開始後、3年間は事業体制確立のため収益を上げることはできないし、逆に投資の期間であることを御説明申し上げております。

そして、次の2年間で収益活動のスキームをつくり上げ、5年後には利益を上げているだろうと、そして、10年後には企業として確立させますと説明申し上げておりました。

準備期間でありました最初の3年間では、町内企業の方々から要望が多く寄せられました従業員不足に対処するため、事業協同組合の事業許可を受けることができました、外国人技能実習生の受入れ、共同購買事業に取り組めるようになっております。

併せて、株式会社S U E N O B Aにおいては、特定技能登録支援機関の認可を受け、外国人技能実習生研修期間終了後の外国人労働者斡旋を行える許可を得ており、さらには人材派遣業の許可も取得するに至っております。

当事業の趣旨に御賛同頂き、現在、九経連の無審査会員として登録していただいているところでございます。

この3年間に準備期間を終え、一昨年から積極的に事業展開を図り、技能実習生10人の受入れや、株式会社S U E N O B Aでの企業向けセミナー、企業紹介の事業展開を始めた矢先にコロナウイルスが我が国にも蔓延し、全ての事業が停止状態となりました。

その状況下で新たな取組としまして、ふるさと納税に取り組み、昨年度決算において3億5,000万円程度の基金を積み立てることができました。

その際に、委託事業者だけではなかなかスムーズにいかない作業もあり、委託事業者からの申出もあり、S U E N O B Aの職員にふるさと応援寄附金に対する苦情処理、一部事務処理、町内商品発掘などインセンティブ契約2%を頂くことにより人件費等を捻出している状況でございます。

去る2月22日にS U E N O B A事業で契約している税理士事務所とお会いし、昨年度並びに当期の経営状況について説明を受け、アドバイスを頂きました。

令和3年度期の決算においての事業収入は、電力手数料79万9,230円、レンタルスペース6万300円、入会金1万3,200円、ふるさと納税に対するインセンティブ契約1,300万9,123円となり、人件費を含む総支出額は1,990万564円です。単純に計算しますとマイナス601万8,711円の当期純損益となります。

S U E N O B Aでは1級建築士雇用受託業務やIT支援受託業務等で行政支援業務費として1,135万2,300円を受け入れており、現状としては赤字経営ではない状況となっております。

しかしながら、コロナウイルスの影響が計り知れず、コロナ発生以降、厳しい経営状況である

ことには変わりなく、令和4年度にはふるさと納税受託事業者の見直しやS U E N O B A事業として独立してふるさと納税受託企業とインセンティブ契約が締結できるかなど、慎重に見据えた上で6月議会に状況報告を行いまして、9月議会においてS U E N O B A事業を根本的に見直したいと考えておりますので、御報告申し上げます。

高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり

次に、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりについてでございます。

日本で新型コロナウイルス感染症患者が確認されて、2年が経過しようとしております。発生当初は、未知のウイルスに対し、学校の一斉休校、公共施設の閉鎖、飲食店への休業要請などにより既存の社会構造や経済活動は大きな混乱に陥りました。この2年間、国は国民及び事業者に対する定額給付金や事業者支援金等で経済的に支援を行い、同時にワクチン接種を推進することで国民の命を守る政策を行うことで、新しい形を模索しながら、少しずつではありますが社会活動を営むことができるようになりました。

しかしながら、コロナ禍が長期化することで、社会活動の機会が大幅に減少し、自宅で過ごす時間が長くなったことで町民から活力が失われたように感じられ、特に高齢者の方々についてはその傾向が顕著であります。

そこで、町といたしましては高齢者の方の社会活動の機会創出のため、現在、行政区で開催していただいております行政区ミニデイサービスに対する補助金等を令和4年度に限り拡充することにより、社会活動の機会を増やす支援を行っていきたいと考えております。併せて、組合非加入者も対象とし、シニアクラブの会員の方々や御近所の高齢者をお誘いの上、積極的にミニデイサービス開催していただけるよう、現在、各行政区のほうにお願いしているところでございます。

また、令和3年度より高齢者が住み慣れたまちで自分らしく暮らしができるよう、第三小校区をモデル地区とし、区長の方々に御出席頂いて地域包括ケアシステム構築のため、協議を行ってまいります。校区コミュニティ事務局が中心となって、既に、まなびのひろばの中で介護予防事業を行っており、高齢者の社会活動の場がますます充実されることを期待しているところでございます。現在第一小・第二小校区においても、組織体制づくりの準備をお願いしており、今後進めてまいりたいと考えております。

さらに社会福祉協議会では、令和4年度にインストラクター養成講座を開講し、行政区ミニデイサービスや地域行事等の担い手になれる人材を育成する事業を行いますので、興味のある方々にどしどし参加していただきたいと考えております。

終わりに、高齢者がいつまでも生き生きと社会参加できるまちづくりを、地域と行政が一体となって構築できるよう今後も進めてまいります。

マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

次に、マイナンバーカード普及促進と利活用の促進についてでございます。

マイナンバーカード普及促進と利活用の促進については、令和3年9月議会においてこの件について報告をさせていただきました。あれから半年が経過いたしましたので、その後の状況の報告をさせていただきます。

マイナンバーカードの普及促進と新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済の活性化のため、8月議会において須恵町応援商品券事業の補正予算を計上させていただきました。10月にはマイナンバーカード所有者への商品券の配布を開始し、令和4年2月末までの使用期限内でマイナンバーカードの交付を受けた方々への商品券の配布を行ってまいりました。令和4年2月末日現在約7,000万円分の商品券をお使いいただき、町民の皆様から喜びのお声を頂いているところでございます。

カードの普及促進を図るため、昨秋、新型コロナウイルス第5波が収束すると直ちに各行政区に依頼し、各地区公民館を回って出張申請受付を行いました。加えて須恵高校にも出張して申請受付を行っております。6月からは毎月1回行ってきた夜間のマイナンバーカード臨時窓口も、10月27日からは毎週水曜日に開設して住民の申請受取りの機会の拡大に努めてまいりました。広報活動にも力を入れ、広報すえ、町ホームページ、須恵町公式ライン、KBCテレビのDボタンへの掲載、行政区に依頼してのチラシやポスターの回覧掲示、健診会場、ワクチン接種会場、小中学生の保護者、申告対象者へのチラシの配布など様々な媒体や機会を使って広報に努めてまいりました。多くの皆様に御協力頂きながら職員一丸となって普及促進に努めた結果普及率は急伸し、令和4年2月13日現在の申請率は60.6%に達し、令和3年4月1日の申請率39.9%から20.7ポイント増、人数では6,065人増加しました。実際にカードを受けとった割合を示す交付率は54.2%となり、6,724人増加しました。

申請率、交付率ともに福岡県内の60市町村中2番目に高い数字となっております。全国におきましても、国の統計で交付率が1,741団体中42番目で上位3%以内に入っておりますから、全国の中でも特にマイナンバーカードの普及が進んだ自治体の一つとなっております。国は、令和4年度中にほとんどの国民にカードがいきわたることを目指すとしております。普及拡大のため、マイナポイントの追加や保険証の利用申込み、公金の受取り口座の登録で最大2万円のポイント付与など、普及促進を加速させる政策を発表しています。そして、普及促進に努力している自治体ほど、補助金が優遇される仕組みを明確に制度化しようとしています。本町は、コンビニ交付の手数料値下げや臨時窓口の設置、出張申請の実施など補助金制度を有効に活用できる体制を取りながら普及促進活動を行ってまいります。

そして、マイナンバーカードの利活用でございますが、国はマイナンバーカードをデジタル社会の基盤に位置づけておりまして、このカードの機能を使えば大部分の行政手続きが可能になり、

国や自治体が発行する証明書などの機能も持たせる方針のようでございます。

運転免許証との一体化も令和6年度末から開始することが公表されました。

また、令和4年度にはマイナンバーカード所有者が転出・転入手続きをオンラインで行えるワンストップ化に向けたシステム改修を行います。

国の動きにしっかり対応し、住民の便利な暮らしを実現するため、マイナンバーカードの普及と利活用の促進に取り組んでまいります。

機構改革の実施について

最後に、機構改革の実施についてでございます。

本町の行政組織における課の設置につきましては、議会事務局、会計課を含めまして、現在13課で行政運営を行っておりますが、近年の業務量の増大や複雑化により、子ども教育課を学校教育部門と子育て部門に分割することにいたしました。

学校教育部門につきましては学校教育課、子育て部門につきましては子育て支援課として、いずれも教育委員会の部局といたします。

また、ふるさと応援寄附金事業のさらなる推進を図り、目まぐるしく変化する国内の情勢に対応するための政策の立案や実行を、柔軟かつ迅速に行うため、まちづくり課内に設置しております地方創生推進室を廃止して、ふるさと応援課として、新たに課を創設いたします。

これらの課の設置条例の改正につきまして、本議会に上程しておりますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和4年2月9日に、古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

第1号議案令和3年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,504万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億6,050万4,000円とするもので、全員賛成で可決しました。

第2号議案令和4年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、2億7,649万9,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ1,896万2,000円の減で、全員賛成で可決しました。

第3号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、組合議員のうちから選任した監査委員の任期が、令和4年3月5日をもって満了することに伴い、西村勝氏が選任され、全員賛成で同意しました。詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。

5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告をいたします。

2月21日、令和4年第1回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっています。

まずは、組合長の諸報告ですが、し尿処理施設酒水園につきまして、令和2年11月から令和3年10月までの1年間に1万487キロリットルのし尿処理がなされたとの報告がっております。

次に、クリーンパークわかすぎの運営・管理につきまして、RDF施設では、令和2年11月から令和3年10月までの1年間に、4万4,280トンの可燃ごみを処理し、約2万5,500トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出したということであります。

また、リサイクルプラザにおきましては、同期間に3,298トンの不燃・資源ごみが処理されたとのことです。

大牟田リサイクル発電事業関係につきましては、令和4年2月2日に第1回運営協議会が開催され、2022年度のRDF処理委託料単価は、2021年度のトン当たり7,390円から3,300円となり4,090円の減額となったとの報告がありました。

また、RDF施設につきましては、稼働延長の期限が残り6年となってきております。現在、次期施設の整備に向けて各種調査等を行っており、また、ごみ処理施設整備審議会を設置し、次期ごみ処理施設の整備に係る基本的事項についての審議をお願いしているところであり、令和10年4月の供用開始に向け諸準備を行っているとのことです。

続きまして、議案です。

議案第1号令和3年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億4,225万円6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億8,017万9,000円とするものです。主なものとして、歳入は、構成町3町分担金の減額及び志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額となっております。

なお、須恵町の負担金につきましては、2,172万2,000円の減額となっております。

歳出は、一般管理費で委託料や工事請負費、ごみ処理施設及びリサイクル施設関係で、需要費の光熱水費、次期ごみ処理施設関係で委託料のそれぞれ減額が主なものとなっております。全員賛成で可決しております。

議案第2号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。歳入歳出予算の総額はそれぞれ22億2,391万2,000円で、前年度比1億5,725万8,000円、7.61%の増額となっております。

須恵町の分担金として4億1,845万1,000円となっております。前年度比878万6,000円、2.06%の減額となっております。

主な増額要因は、燃料費の高騰によるものの他、委託料及び工事請負費、また、次期ごみ処理施設の用地購入費及び造成工事費等によるものになっております。全員賛成で可決しております。

詳細につきましては、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会定例会報告を求めます。

3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。

令和4年2月21日に行われました令和4年第1回（2月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合議会定例会の議事日程については、お手元の資料の通りでございます。

議案第1号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、職員の1時間当たりの給与算出額について、国家公務員適用となる一般職の職員の給与に関する法律の適用を、地方公務員法第58条第3項の規定による労働基準法を適用することが原則であることから改正するもの。

また、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため、人事院規則の改正により、国家公務員の防疫作業手当の特例が設けられたことに鑑み、同条例の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号令和3年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,316万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,193万7,000円とするもので、決算見込みによる減額となっており、全員賛成で可決しました。

議案第3号令和3年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ413万円を減額し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ4,011万5,000円とするもので、主な要因は受診者の減少に伴う医薬品代の減少となっており、全員賛成で可決しました。

議案第4号令和4年度粕屋南部消防組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,339万9,000円と定めるもので、前年度と比べ1億3,502万9,000円の増となっています。

なお、須恵町の分担金は3億1,147万7,000円となっており、全員賛成で可決しました。

議案第5号令和4年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,685万5,000円と定めるもので、前年度に比べ739万円の減となっており、全員賛成で可決しました。

なお、須恵町の令和3年の火災、救助、救急状況は、火災7件、前年比3件の減、救助16件、前年比7件の増、救急1,220件、前年比5件の増となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照頂きますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。

6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和4年2月25日に第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号令和4年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,236万7,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ663万5,000円の増となっています。

増額の主な要因として、総務費で各種協議会の分担金など、林業費で森林整備事業委託料、道路橋りょう費で林道・作業道補修工事となっており、全員賛成で可決しました。

議案第2号監査委員の選任については、現監査委員の藤佳氏の任期満了に伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるもので、全員賛成で同意しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので御参照頂きますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと

認めます。

これより議事に入りますが、議案第20号及び諮問第1号は、議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。議案第21号から議案第26号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。舩本健康増進課長。

○健康増進課長（舩本 直明） おはようございます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてです。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。須恵町予防接種健康被害調査委員会を組織する委員の構成等の見直しを行い、必要な事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

新旧対照表について説明します。

3ページをお願いいたします。

今回の主な改正は、第3条第1項中の委員の人数の改正、同条2項中の構成メンバーの改正、第5条第3項中の委員の委員会の決定方法の改正、また、第6条で委員以外の出席、第7条で会議の非公開、第8条で守秘義務について追加するものです。

2ページをお願いします。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしています。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第2号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号を文教厚生委員会に付託します。

日程第6. 議案第3号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第3号町道路線の認定及び変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第3号町道路線の認定及び変更についてでございます。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙町道路線を認定及び変更したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定及び変更の必要が生じたので提案するものでございます。

今回、路線の認定は1路線、変更は2路線でございます。

2ページをお願いします。

認定路線についてでございます。図面番号1、路線番号、その他の町道、708号、路線名、大塚12号線、延長57.8メートル、これは民間開発行為の宅地分譲において公衆用道路として寄附を受けた道路について一般公共道路として新規認定を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

変更路線についてでございます。図面番号2、路線番号、その他の町道、485号、路線名、植木・粕屋線、延長418.7メートルを113.6メートルへの変更。他1件、計2件の変更でございます。この2路線につきましては、県道及び町道の改良工事により、起点、終点、延長、幅員を変更するものでございます。以上の路線図を4ページから6ページに添付しております。

以上、御審議方、よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第3号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度、須恵町の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,998万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を120億1,456万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

第3条で、繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。としています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。年度末の補正でございますので、町税、国県補助金、町債など決定額あるいは見込みで増減補正を全体的に計上しております。

主なものを申し上げます。

1款1項町民税は、決算見込みにより1億2,700万円、2項、固定資産税は5,500万円の増額補正をしております。

10款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして3億1,368万4,000円を増額補正しております。

13款2項手数料は、塵芥手数料などの決算見込みにより2,130万円の減額補正。

14款1項国庫負担金及び2項国庫補助金は、決定額により増減額補正。

15款1項県負担金及び2項県補助金につきましても、決定額により増減補正をしております。

3項委託金は、衆議院議員総選挙事務委託金及び県知事・県議補欠選挙事務委託金で681万7,000円の増額補正です。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金及び自然教育林基金繰入金の決算見込みにより5億1,958万4,000円の減額補正をしております。

3ページをお願いします。

19款1項繰越金は、前年度繰越金2,041万5,000円の全額を補正しております。

20款3項雑入は、918万7,000円の増額補正で、新市町村振興宝くじ交付金709万2,000円などの増額がございます。

21款1項町債は、契約額決定による減額により9,830万円の減額補正です。

続いて、4ページ、歳出です。

歳出につきましては、各費目ともに決算見込みにより増減額補正を行っております。主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費4億4,323万9,000円の増額は、財政調整基金及び減債基金の増額のほかに各費目の決算見込みによる増減補正によります。

3款1項社会福祉費1億2,437万9,000円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金2,456万2,000円、介護保険事業7,614万9,000円などを減額補正しております。

4款2項清掃費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減などで7,898万2,000円の減額補正です。

7款1項商工費は、小規模事業者応援給付金事業の決算見込みにより880万円の減額補正です。

8款5項下水道費は、公共下水道事業特別会計繰出金が3,753万円の減額補正です。

5ページをお願いします。

10款1項教育総務費は、新型コロナウイルス対応教育環境支援事業など5,306万7,000円の減額です。

10款5項社会教育費は、文化会館、舞台照明改修工事請負費の決算見込みなどにより9,038万8,000円の減額です。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正です。変更が7件で、全て限度額の変更です。起債方法、利率、償還方法の変更はございません。

7ページをお願いします。

第3表繰越明許費補正。追加が3件で、合計1,091万8,000円を次年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第4号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号を予算審査特別委員会に付託
します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時
15分といたします。休憩に入ります。

午前11時01分休憩

午前11時14分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。
地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるもの
です。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ204万7,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,136万8,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとして
います。2ページをお願いします。

まず歳入です。

1款1項国民健康保険税954万円の増額は、決算見込みによるものです。

4款1項県補助金825万3,000円の増額は、特別交付金の交付決定通知による県繰入金

の増額によるものです。

5款1項他会計繰入金2,456万2,000円の減額は、その他一般会計繰入金の減額によるものです。

6款1項繰越金687万6,000円の増額は、前年度の繰越金です。

7款1項延滞金、加算金及び過料100万円の増額は、国保税滞納延滞金の収入済額により補正をしております。

3項雑入94万円の増額は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによる増額です。

続まして、3ページ、歳出です。

1款1項総務管理費7万1,000円の減額は、負担金補助及び交付金の決算見込みによるものです。

6款1項保険事業費180万円の増額は、第三者行為求償事務委託料の決算見込みによる増額補正です。

8款1項償還金及び還付加算金31万8,000円の増額は、令和2年度保険者努力支援交付金超過分の返還によるものです。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号を文教厚生委員会に付託します。

日程第9. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第6号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第6号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,670万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料33万2,000円の減額は、令和4年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。

3款1項他会計繰入金184万円の減額は、事務費繰入金及び広域連合から通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。

4款1項繰越金1,798万1,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,572万4,000円を含めたところの補正でございます。

5款1項延滞金、加算金及び過料8万8,000円の増額は、決算見込みによる補正でございます。

4項雑入80万8,000円の増額は、前年度事務費負担金の返還金でございます。

次に、歳出です。

3ページをお願いします。

1款1項総務管理費20万円の減額は決算見込みによるものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,690万5,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

以上でございます。御審議方、よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第7号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予

算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） おはようございます。

議案第7号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の10ページをお願いします。

令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,225万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,768万2,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてしています。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしてしています。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項負担金、補正額2,600万円の増額補正は、決算見込みによる受益者負担金の増額です。

2款1項使用料、補正額1,430万円の減額補正は、決算見込みによる下水道使用料の減額です。

4款1項財産運用収入、補正額4万1,000円の増額補正は、決算見込みによる基金利子の増額です。

5款1項他会計繰入金、補正額3,753万円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

6款1項繰越金、補正額673万4,000円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

8款1項町債、補正額2,323万円の減額補正は、下水道事業債の工事量の減に伴う減額です。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款1項総務管理費、補正額1,079万3,000円の減額補正は、多々良川流域下水道維持管理費負担金、水洗化工事補助金などの減額分と下水道施設整備基金積立金の増額分の差引きによる減額です。

2 款 1 項下水道事業費、補正額 2,786 万 6,000 円の減額補正は、委託料負担金、補助及び交付金などの不用額による減額です。

3 款 1 項公債費、補正額 359 万 6,000 円の減額補正は、町債の利率見直し等による減額です。

4 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額 2,312 万円を 2,000 万円に変更、これは令和 3 年度流域下水道建設費の確定による減額です。多々良川流域関連公共下水道分、限度額 1 億 9,150 万円を 1 億 7,330 万円に変更、これは工事量の減による減額です。公営企業会計適用債限度額 730 万円を 540 万円に変更、これは対象事業減による減額です。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 7 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 7 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 11. 議案第 8 号

○議長（松山 力弥） 日程第 11、議案第 8 号令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案第 8 号令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の 1 ページをお願いします。

令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額からそれぞれ 20 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,573 万 7,000 円とするものです。第 2 項で款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしています。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項分担金、補正額17万9,000円の増額補正は、決算見込みにより受益者負担金の増額です。

3款1項他会計繰入金、補正額163万5,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

4款1項繰越金、補正額305万円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

6款1項町債、補正額180万円の減額補正は、対象事業額の減による減額です。

3ページをお願いします。

歳出です。

3款1項公債費、補正額20万6,000円の減額補正は、町債の利率見直し等による減額です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。1、変更、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,130万円を2,120万円に変更。公営企業会計適用債限度額470万円を300万円に変更。どちらも対象事業の減による減額です。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるもの

です。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和3年度須恵町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおりを補正するものです。

収入、第1款第1項営業収益、補正額1,970万円の増額補正は水道使用料の決算見込みによる増額です。

支出、第1款第1項営業費用、補正額4,600万6,000円の減額補正は、主に原水及び浄水費の受水費及び委託料の決算見込みによる減額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項負担金、補正額1,100万円の減額補正は、水道管移設補償に伴う工事負担金の減額です。

支出、第1款第1項改良費、補正額1,940万円の減額補正は、排水管等施設改良に伴う工事請負費の工事量の減による減額です。

2ページをお願いします。

第4条、予算、第6条を第7条とし、第5条を第6条に繰下げ、第4条の次に、次の1条を加える。「第5条債務負担行為、債務負担行為をすることができる事項。水道メーター検針業務委託、期間令和4年度、限度120万円と定める」。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由として、須恵町都市計画基本方針策定委員会の位置づけの見直しを行い、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

2ページと3ページをお願いします。

この条例は、第1条から第10条で構成されており、都市計画基本方針、いわゆる都市計画マスタープラン策定委員会の設置について、必要事項を定めております。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町課設置条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしまして、ふるさと応援寄附金事業の推進及び複雑、多様化する教育課程に適切に対処することを目的とした機構改革を実施するに当たり、必要な体制の整備を図るため、当該条例等の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

内容といたしましては、機構改革に対応した課名の変更でまちづくり課をまちづくり課とふるさと応援課に、子ども教育課を学校教育課と子育て支援課に分割いたします。

2ページをお願いいたします。

この条例は3条立てとなっております、分割後の課名への変更が必要な条例について改正を行っております。

3ページをお願いいたします。

第1条関係で、ふるさと応援課を追加しております。ちなみに、子育て支援課につきましては須恵町教育委員会事務局組織規則での改正となります。

4 ページ、5 ページの第 2 条関係、第 3 条関係におきましては、子ども教育課の分割により課名の変更が必要な条例の改正をしております。

附則で、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 1 1 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 5. 議案第 1 2 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 5、議案第 1 2 号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 1 2 号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としましては、須恵町附属機関に須恵町農業振興地域整備促進協議会、須恵町都市計画基本方針策定委員会及び民生委員推薦会を追加し、所要の条文整備を行うため、提案するものがございます。

4 ページの新旧対照表をお願いします。

内容につきましては、本条例の別表に須恵町農業振興地域整備促進協議会、須恵町都市計画基本方針策定委員会及び 5 ページのほうになりますが、民生委員推薦会を追加し、別表に記載する附属機関の名称を根拠となる例規の掲載順に整理し直すなど、条文の整備を行うものでございます。

附則で、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 1 2 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としましては、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額の規定の見直しを行い、所要の条文整備を行うため提案するものでございます。

内容といたしましては、特別職非常勤職員につきましては、これまで報酬を含めたところで費用弁償として支払うケースがありましたが、本来、特別職非常勤職員に対しましては報酬を支払わなければならない旨の規定が地方自治法第230条の2にあるため、本条例の報酬の支給規定を整理し、また、出張する場合の旅費の支給額を町長等の旅費の規定に合わせるよう改正するものでございます。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、須恵町立れいんぼ一保育園及び須恵町立認定こども園アザレア幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

内容としましては、別表第2、級別標準職務分類表から保育士に関する職務名を削除し、幼稚園長補佐、幼稚園長等の職務名を園長に変更するものです。

また、6級に規定している困難業務を要する保育所長及び幼稚園長の職務については、実際は園長を監督する立場として課長職があるため、6級から園長の職を削除するものでございます。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。提案理由としまして、ふるさと応援基金を活用し、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりをより一層推進するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正の主な内容としましては、社会情勢等に迅速に対応できる体制を構築し、より幅広く寄附

者の意向を反映することができるようにするために改正前の条文中、事業、第2条を削るもの
す。削りました事業につきましては、要綱において事業を規定いたします。

その他、処分の規定を追加することに伴い、所要の条文整備を行っております。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ
りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託した
いと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付
託します。

日程第19．議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する
法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、当該条例
の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から地方税法施行令の一部が改正され、国
民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額について、当該未就学児の被保険者均等割額に
10分の5を乗じて得た額を減額することになります。

なお、低所得世帯に係る保険税の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額した場
合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額することとな
ります。あわせて、法律等の改正内容に合わせた用語の改正を行うものでございます。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ
りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号を文教厚生委員会に付託したいと

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号を文教厚生委員会に付託します。

日程第20. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、須恵町立れいんぼ一幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

別表3における須恵町立れいんぼ一幼稚園の名称と位置の須恵町大字旅石523番地を削除するものです。令和4年度からの民営化により、れいんぼ一幼稚園が町立園でなくなることから改正するものです。

戻っていただいて、2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託します。

日程第20. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定につい

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定についてでございます。

須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、須恵町立れいんぼ一保育園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例を廃止する必要性が生じたので提案するものでございます。

令和4年度の民営化により、須恵町立の保育所がなくなることから廃止するものです。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託します。

日程第21．議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定についてでございます。

須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、須恵町立認定こども園アザレア幼児園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例を廃止する必要性が生じたので提案するものです。

令和4年度の民営化に伴い、須恵町立の認定こども園がなくなることから、廃止するものです。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第19号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りします。昼食休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

昼食休憩後、全員協議会を13時から開催しますので、特別会議室に御集合ください。

なお、本会議の再開は13時30分といたします。休憩に入ります。

午前11時59分休憩

午後1時25分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、安河内教育長より都合により午後から欠席する旨の届出がっておりますので、御報告いたします。

日程第23. 議案第20号

○議長（松山 力弥） 日程第23、議案第20号須恵町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第20号須恵町教育委員会教育長の任命について。

須恵町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

住所、福岡市東区馬出五丁目36番17号、氏名、猪股清貴、生年月日、昭和36年4月20日、60歳、任期、令和4年4月1日より令和6年6月30日まで。

提案理由といたしましては、現教育長の安河内文彦氏が3月31日をもって辞職するため、その後任について提案するものでございます。

猪股清貴氏の経歴については、次のページにつけておりますので御参照ください。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第20号須恵町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第24. 議案第21号

日程第25. 議案第22号

日程第26. 議案第23号

日程第27. 議案第24号

日程第28. 議案第25号

日程第29. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第24、議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第25、議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第26、議案第23号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第27、議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第28、議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第29、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第21号について、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和4年度一般会計歳入歳出予算書で説明をいたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ116億4,000万円と定める。前年度と比較しますと12億3,000万円、11.8%の増となっております。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は第2表地方債

による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為による。

一時借入金、第4条で一時借入金の借入れの最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で給料、職員手当等の人件費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表歳入歳出予算をお願いします。

歳入予算額の中から構成比が大きいものから順に3つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します1款町税は31億1,483万7,000円、歳入全体の26.8%で、対前年度比2億3,940万7,000円で、率で8.3%の増収を見込んでおります。

次の8ページをお願いします。

10款地方交付税は19億7,200万円、歳入全体の16.9%で、対前年度比3,500万円、率で1.7%の減となっております。これは町税が増収となること、それから、幼保民営化に伴い社会福祉費及び教育費の基準財政需要額が減となるため減額を見込んでおります。

14款国庫支出金は16億4,876万8,000円、歳入全体の14.2%で、施設型給付費等国庫負担金や新型コロナウイルスワクチン接種関連国庫補助金等の増により、対前年度比5億1,415万6,000円、率で45.3%の増となっております。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算の57.9%となります。

その他、対前年度比較で大きく増加しているところを申し上げます。

5款株式譲渡所得割交付金1,500万円、対前年度比1,100万円、率で275.0%の増です。

6款法人事業税交付金3,900万円、対前年度比1,300万円、率で50.0%の増。

18款繰入金6億1,100万5,000円、対前年度比7,940万円で、率14.9%の増でございます。

9ページをお願いします。

21款町債10億4,300万円、対前年度比3億460万円、率で41.3%の増でございます。

以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源といわれます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は50.4%、3.6ポイント減少しております。

次に、10ページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は41億1,584万円、歳出全体の35.4%となっております。

対前年度比較は2億7,326万7,000円、7.1%の増となります。障害者支援費・自立支援給付費や幼保民営化による保育実施負担金の増など大きな要因となっております。

次に、2款総務費23億4,880万7,000円、歳出全体の20.2%となっております。対前年度と比較しまして8,963万4,000円で4.0%の増となります。共同調達パソコンリース料や自治体クラウドサービス更新業務委託料などが増になっております。

次に、10款教育費18億8,463万9,000円、歳出全体の16.2%となっております。対前年度比較6億7,651万3,000円、56.0%の増となります。第三幼稚園（仮称）の建築工事請負費や文化会館舞台吊物改修工事請負費などで大幅に増加をしております。

次に、4款衛生費12億7,169万円、歳出全体の10.9%となっております。対前年度比較1億9,584万6,000円、18.2%の増でございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業などが増加しております。

次に、歳出予算を性質別で見ると構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まず、物件費、28億4,327万4,000円、歳出全体の24.4%となっております。新型コロナウイルスワクチン接種事業のほか共同調達パソコンリース料、ICT環境整備備品購入費、自治体クラウドサービス更新業務委託料、行政手続オンライン申請管理システム導入業務委託料、地球温暖化対策実行計画策定業務料などが増加しております。前年度と比較しまして1億7,231万9,000円、6.5%の増額でございます。

次に、扶助費25億5,240万5,000円、歳出全体の21.9%となっております。障害者支援費、自立支援給付費、保育実施負担金が増加しています。前年度比較5億7,092万1,000円、28.8%の増額です。

次に、人件費14億1,059万1,000円、歳出全体の12.1%となっております。幼保民営化による会計年度任用職員数の減のため1億5,698万5,000円、10.0%の減額です。

次に、繰出金13億9,115万1,000円、歳出全体の12.0%です。国民健康保険特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金が減となっております。前年度比較615万9,000円、0.4%の減となっております。

次に、12ページ、第2表地方債でございますが、地方債は10件、限度額の合計は10億4,300万円です。起債の方法は証書借入れ、利率は4.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

13ページをお願いします。第3表債務負担行為は6件、限度額の合計は11億6,230万2,000円、期間については記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第22号及び議案第23号について、百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和4年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億300万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該部分の金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税5億4,366万1,000円、対前年度と予算額比較で1,246万1,000円、2.3%の増でございます。令和4年度平均被保険者見込み数と令和3年中の所得により試算を行っております。

4款1項県補助金22億1,154万1,000円、対前年度比較で0.2%の減でございます。こちらは保険給付費等県交付金で、町が行う医療費に必要な費用を県が交付するものでございます。

5款1項他会計繰入金2億4,430万3,000円、対前年度比較9.7%の減になります。主に、法定外の一般会計繰入金の減額によるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いします。

主なものを申し上げます。1款総務費1,912万8,000円、対前年度比較37.7%の減です。人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための電算システム改修費などの事務費でございます。

2款保険給付費21億658万2,000円、対前年度比較0.7%の減です。1項の療養費、2項の高額療養費が主なものですが、被保険者が減少傾向にあるのに対しまして1人当たりの医療費は増加すると見込まれます。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,846万2,000円、対前年度比較0.8%の増です。

県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内の市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療水準や所得水準、年齢構成などによって県から算定された額を納付するものでございます。

6 款保険事業費 3,562 万円、対前年度比較 2.9%の増です。いずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための保険事業予算と特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は、以上でございます。

続けて、議案第 23 号令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は 1 ページでございますが、このまま令和 4 年度特別会計歳入歳出予算書で説明させていただきます。

予算書の 55 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 1,000 万円と定める。

第 2 項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるとしております。

次の 57 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものを申し上げます。1 款 1 項後期高齢者医療保険料 2 億 8,830 万円、対前年度比較 5.7%の増でございます。こちらは福岡県後期高齢者医療広域連合が試算しました金額を計上しております。

3 款 1 項他会計繰入金 2 億 2,007 万 8,000 円、対前年度比較 9%の増でございます。

人件費を含む事務費にかかります繰入金と保険料軽減分に相当します保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の 58 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費 1,594 万 5,000 円、対前年度比較 33.6%の増で、職員人件費が主なものでございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 9,153 万 6,000 円、対前年度比較 6.3%の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納しましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第 24 号から議案第 26 号までについて、説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 特別会計歳入歳出予算の 87 ページをお願いいたします。

議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について。

令和4年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億4,500万円と定めるものです。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表の地方債により説明いたします。

債務負担行為、第3条債務負担行為をする行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為で説明いたします。

89ページをお願いいたします。

歳入です。

主なものといたしまして、1款分担金及び負担金1項負担金815万円、前年度比37.7%の減は、供用開始面積の減によるものです。

2款使用料及び手数料1項使用料3億1,210万円、前年度比2.3%の減は前年度実績による減を見込んでいます。

3款国庫支出金1項国庫補助金8,790万円、前年度比3.4%の増は管渠築造工事等の増によるものです。

5款繰入金1項他会計繰入金3億1,340万1,000円、前年度比7.2%の減です。

2項基金繰入金2,233万7,000円、前年度比5.1%の減は、平成30年度、（令和30年度）に積み立てた基金から当該年度の令和4年度分を繰り入れるものです。

8款町債1項町債4億110万円、前年度比13.6%の増は流域下水道建設費等の増によるものです。

90ページをお願いします。

歳出です。

主なものといたしまして、1款総務費1項総務管理費2億3,293万3,000円、前年度比11.3%の減は多々良川流域下水道維持管理費負担金の減によるものです。

2款下水道事業1項下水道事業費4億377万6,000円、前年度比12.7%の増は、工事請負費等の増によるものです。

3款公債費1項公債費5億758万3,000円、前年度比0.5%の減は償還利子の減によるものです。

91ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額2,830万円、多々良川流域関連公共下水道分2億380万円、資本費平準化債公共下水道分

1億450万円、資本費平準化債流域下水道分1,490万円、特別措置分4,060万円、公営企業会計適用債900万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

92ページをお願いします。

第3表、債務負担行為、事項、下水道資産評価整理事務委託、期間令和4年から令和5年度、限度額260万円、事項、下水道企業会計システム導入業務委託、期間令和4年度から令和5年度、限度額550万円。共に令和6年4月からの公営企業化に付随する事業でございます。

続きまして、特別会計歳入歳出予算の127ページをお願いいたします。

議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について。

令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計の予算は次の定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6,500万円と定めるものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

地方債、第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表の地方債により説明いたします。

債務負担行為、第3条債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為で説明いたします。

129ページをお願いします。

歳入です。

主なものといたしまして、2款使用料及び手数料1項使用料632万5,000円、前年度比2.2%の減は、前年度実績による増を見込んでおります。

5款繰入金1項他会計繰入金3,786万6,000円、前年度比10.9%の減です。

6項町債1項町債2,080万円、前年度比20%の減です。

130ページをお願いします。

歳出です。

主なものといたしまして、1款1項総務管理費90万5,000円、前年度比72.9%の減は、委託料の減によるものです。

2款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1,390万3,000円、前年度比5.4%の減は、委託料の減によるものです。

3款公債費1項公債費4,934万1,000円、前年度比12.2%の減は、償還元金の減によるものです。

131ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,000万円、公営企業会計適用債、限度額80万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

132ページをお願いします。

第3表、債務負担行為、事項、集落排水資産評価整理業務委託、期間、令和4年度から令和5年度、限度額180万円、これも令和6年度4月からの公営企業会計に付随する事業でございます。

以上です。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算について。

第1条、令和4年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予算量は次のとおりとする。1、給水戸数1万1,000戸、前年度比と同数です。2、年間総水量283万6,000立方メートル、前年度比1.6%の増の見込みです。3、年間有収水量271万9,000立方メートル、前年度比1.4%の増の見込みです。4、1日平均水量7,769立方メートル、前年度比1.6%の増の見込みです。5、建設改良事業費1億3,304万8,000円、前年度比10.9%の増の見込みです。これは、配水施設の改良費の増によるものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益6億8,710万8,000円、前年度比5.8%の増、これは営業収益のうち給水収益の増によるものです。

支出、第1款水道事業費5億9,439万9,000円、前年度比0.3%の増、これは営業費用のうち浄水費の委託料、材料費等の増によるものです。

4ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入3,550万円、前年度比31.5%の増、これは、配水管等施設改良工事に伴う負担金の増です。

支出、第1款資本的支出2億679万4,000円、前年度比9.1%の増、これは、配水施設改良に伴う工事請負費の増によるものです。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,129万4,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするとしております。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。1、職員給与費7,960万6,000円、前年度比7.8%の減は、人事異動によるものです。2、公債費10万円、前年比と同額です。

第6条、棚卸資産購入限度額は700万円と定める。これは量水器の購入の限度額でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第21号から議案第26号までについては先ほど設置した予算審査特別委員会に付託することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第26号までは予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

日程第30. 諮問第1号

○議長（松山 力弥） 日程第30、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、須恵町大字上須恵776番地3、氏名、岡本省二、生年月日、昭和30年1月1日67歳、任期、令和4年7月1日から令和7年6月30日まで。

提案理由の説明といたしまして、人権擁護委員、岡本省二氏が令和4年6月30日をもって任期満了のため、再任を提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、諮問第1号について採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

日程第31. 発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第31、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平

和を求める決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 議案書の1ページをお願いします。

発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議についてでございます。

この議案について別紙のとおり須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、武力行使の即時停止と軍の完全撤退を求め、恒久平和を実現するため提案するものです。

2ページに決議の内容を示しており、ロシア政府に対し、誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを求めるものです。詳細については、全員協議会で説明しておりますので割愛させていただきます。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略し、これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第1号について採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、私、議長より決議書を読み上げさせていただきます。

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている最中、ロシア軍は去る2月4日早朝、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの侵攻を開始した。そして、首都キエフへの攻撃を開始するなど、ウクライナ全土への軍事攻撃を行い、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。よって、本町議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議と非難の意を表明するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全かつ無条件で撤退すること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月2日

須恵町議会。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月7日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後2時04分散会
